

パブリック・コメントに提出された意見の取扱いについて

函南町

- (1) パブリック・コメント制度は、町民等から提出された意見等を考慮して、政策等の策定的意思決定を行うもので、政策等に対する賛否を問うものではなく、賛成、反対の意見数により安易に政策等に意見等を取り入れるものではありません。提出された意見等の内容を十分に考慮し、政策等に取り入れるものです。

このため、単に賛否の結論だけを示した意見については、実施機関の考え方は示さないものとします。

- (2) 提出された意見等を踏まえて、公表した案を修正した場合には、その修正内容及び修正理由を公表するものとします。

- (3) 町民等から提出された意見等については、原則としてすべて公表対象としますが、原案と関係のない意見、第三者を誹謗中傷するものなどについては公表しないものとします。

- (4) 町民等から提出された意見等を公表する場合、必ずしも原文そのものを公表するのではなく、必要に応じて意見の趣旨から外れないよう要約し、また複数の同様な意見があった場合は、まとめて各々の意見等に対する実施機関の考え方とともに公表するものとします。

- (5) 意見等の公表にあたっては、意見等を提出した町民等の住所、氏名、電話番号など個人に関する情報など函南町情報公開の規定する不開示情報に該当するものは公表いたしません。

- (6) この制度の実施により実施機関の考え方及び政策等の案を修正した場合は、その修正内容を再度この制度にかけることはいたしません。

総務部企画財政課